

## 北海道医療費適正化計画〔第四期〕たたき台（案）の概要

令和5年9月

## 1 国の方針における新たな目標・施策の設定

## (1) 複合的なニーズを有する高齢者への医療・介護の効果的・効率的な提供等【既存項目の拡充】

- ① 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防（資料9のP39、58）  
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施等に関し、道における専門的見地等からの支援、好事例の横展開、後期高齢者医療広域連合等と連携した事業の取組結果に対する評価・分析等の取組を記載。
- ② 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供等（資料9のP40、63、64）  
包括的かつ継続的な在宅医療・介護が提供されるよう、地域包括ケアシステムの推進を継続するとともに、高齢者の骨折対策については、保険者協議会等において、北海道国保連合会と連携した市町村におけるモデル事業の横展開を図る等の取組を記載。

## (2) 医療資源の効果的・効率的な活用【新規項目】（資料9のP41、64）

国からエビデンスが低いと指摘のある医療サービスの提供状況について、国から提示のあるデータ等に基づき、保険者協議会等において把握・検討を行い、必要に応じて被保険者や医療関係者等への啓発資材への配布等に取り組むことを記載。

## 2 既存目標に係る効果的な取組

## (1) 健康の保持の推進

- ・ 特定健診及び特定保健指導の推進（資料9のP37、38、45）  
特定健診・特定保健指導について、新たに、取組の実施により個人の受診者の行動変容につながり、成果が出ることを評価する観点（アウトカム評価の導入、ICTを活用した取組など）による見直しを踏まえた保険者の取組を支援。

## (2) 医療の効率的な提供

- ① 重複投薬等の適正化（資料9のP42、68）  
お薬手帳の普及啓発に取り組むとともに、医療機関における電子処方箋の導入状況を踏まえ、必要に応じて取り組み内容を検討する。
- ② 後発医薬品等の使用促進（資料9のP42、65）  
使用促進効果が確認されている個別通知や、国の事業で取りまとめられた「フォーミュラの運用について」（令和5年7月）について、保険者協議会等において情報共有を図り、医療関係者等への周知に取り組む。

## 3 実効性向上のための体制構築

## (1) 保険者・医療関係者との方向性の共有・連携

- ① 道の保険者協議会における役割（資料9のP75）  
道計画に記載すべき事項を充実させるとともに、保険者協議会の道計画への関わりを強化することにより、道と関係者による医療費適正化のPDCAサイクルを強化。
- ② 保険者等及び医療の担い手等関係者との連携及び協力（資料9のP76）  
保険者協議会への医療関係者の参画を促進し、都道府県・保険者・医療関係者が協力して医療費適正化に取り組む場を設定。

## (2) 道の責務や取り得る措置の明確化（資料9のP76、78）

- ・ 計画の達成状況の評価  
道は、住民の高齢期における医療費の適正化を図るための取組において中心的な役割を果たすべきであることを明確化。